

新入学児童保護者のみなさまへ

裏面に申請書があります

就学援助のお知らせ（令和8年4月～6月分）
※令和8年7月以降についてはご入学後、改めて申請が必要です。

川越市教育委員会 教育財務課・財務担当
〒350 - 8601
川越市元町 1-3-1（東庁舎 2 階）
電話番号 049-224-6083

1 就学援助とは

経済的理由で公立小中学校への就学が困難なご家庭に対し、川越市が学校給食費や学用品費などの一部を援助する制度です。援助を受けるためには毎年度申請が必要です。

2 援助を受けることができる方

川越市に住民登録があり、公立小中学校に通学している児童・生徒の保護者のうち、次のいずれかに該当する方。

- 生活保護を受給している世帯・・・・・・・・申請は不要です。
※生活保護受給世帯は、修学旅行費及び医療費のみ対象で、その他は生活保護費で支給されます。
- 次の（１）～（３）のいずれかに該当する世帯・・・申請が必要です。
（１）世帯全員の所得額の合計が川越市教育委員会の定める基準額未満の方。基準額の具体例は下記「基準額の目安」をご覧ください。
※なお、生活状況の急変により所得の減少等がある場合には、担当までお問い合わせください。
（２）児童扶養手当（児童手当とは異なります）を受給中の方。
（３）生活保護が停止又は廃止になった方。ただし、世帯状況の変更による廃止を除きます。

●基準額の目安…源泉徴収票の給与所得控除後の金額、確定申告書 B の所得金額（合計）をご覧ください（※）。
※給与所得または公的年金等所得のいずれかがある方は、所得金額から 1 0 万円を控除します。

世帯人数	世帯構成（年齢）	持家の場合	借家の家賃月額 61,000 円の場合
2 人	親(38)、子(6)	約 263 万円	約 338 万円
3 人	父(38)、母(38)、子(6)	約 296 万円	約 371 万円
4 人	父(38)、母(38)、子(8)、子(6)	約 369 万円	約 444 万円
5 人	祖母(68)、父(38)、母(38)、子(8)、子(6)	約 407 万円	約 482 万円

●基準額未満で申請をされる方への注意事項

- 基準額の目安について、実際の基準額は、世帯の人数、年齢、障害の級、家賃額等により異なります。
このため、前年度と所得額が同じでも、審査結果が異なる場合があります。
また、住民票上の世帯で審査します。
- 令和 6 年分の世帯全員の所得額の合計で審査を行います。令和 6 年中の所得の申告が済んでいない場合には、審査ができませんので必ず申告してからご申請ください。

3 申請期日

- 受付期間 令和 7 年 1 2 月 1 日（月）～令和 8 年 1 月 3 0 日（金）まで
以降も申請可能ですが、認定される時期が遅れたり、支給が受けられない月が発生する場合があります。
- 受付場所 市役所教育財務課、通学先の学校事務室
郵送でも受付いたしますが、郵便の不着や遅延等の一切の責任は負いかねますので予めご了承ください。

4 提出書類

●市役所 教育財務課に持参する場合 申請書の他、下記のことを添えて申請してください。

- マイナンバー及び本人確認書類
①番号確認書類（個人番号が記載された住民票の写し、マイナンバーカード、通知カード（※）等）
※申請者の分のみ。但し、令和 7 年 1 月 1 日に川越市に住民登録がなかった 1 6 歳以上の方の分は必要。
※通知カードについては住所、氏名等の記載内容が最新のもの。
②申請書を持参する方の顔写真付身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等）
- その他必要書類のコピー（該当する場合のみ。委任状は原本が必要）
①住居の賃貸借契約書等、家賃金額・契約期間・契約者が確認できるもの。
②身体障害者手帳 1 ～ 3 級、精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級、療育手帳㊦・A・B、障害年金証書 1 ～ 2 級
③委任状（申請者と別世帯の方が、申請書を持参する場合のみ）
※生活状況の急変の場合、別に書類が必要になりますので、担当までご確認ください。

- 通学先の学校事務室に提出する場合及び郵送される場合
申請書（原本）と上記の添付書類をコピーしたものを、封筒に入れて提出してください（※）。
学校事務室に提出する場合、封筒に申請者名と提出先の学校名を書いてください。
※マイナンバーカードの写しを添付する場合は、両面をコピーしてください。

5 援助の内容（申請月により受けられる金額が変わることがあります。）

支給項目	支給金額（年額）		備考
	小学生	中学生	
新入学児童生徒学用品費等	57,060 円	63,000 円	1 年生で 4 月分が認定される方 ※期日までに申請の方：3 月中旬 支給予定
学用品費等 （学用品費、通学用品費、校外活動費（宿泊なし））	1 年生 13,230 円 2～6 年生 15,500 円	1 年生 25,040 円 2～3 年生 27,310 円	(年額)/12×該当月数分を支給
校外活動費（宿泊あり）	上限 3,690 円	上限 6,210 円	交通費、見学のみの対象／後払い
修学旅行費	実際にかかった金額（対象経費）		団体行動以外の経費、アルバム代などは対象外／後払い
学校給食費	実際にかかった金額		欠食等による減額分は対象外
通学費	上限 40,020 円	上限 80,880 円	公共交通機関で通学区域外の特別支援学級に通学する場合
医療費	実費		学校で治療の指示を受けた場合で、学校保健安全法で指定された病名の治療費。 ※生活保護受給者のみ ※教育指導課取り扱い

※支給は、申請書記載の口座（学校給食費は学校給食課への直接払い）への振込みとなります。
また学校納付金が滞納されている場合などは、通学されている学校の学校長口座への振込みとなることがあります。
※振込予定日は概ね毎月 25 日を予定しております（※ 7 月分及び 4 月分を除く）。
※上記金額は予定額で変更される場合があります。

6 申請後について ※世帯構成や振込先等に変更があった場合、教育財務課にご連絡ください。

- 申請に不備がない場合は、概ね 3 月上旬までに審査結果を郵送いたします。
- 申請書の受領後、申請の不備が判明した場合には連絡いたします。
指定する期日までに対応されない場合、申請書は無効になります。
- 就学援助を申請される場合でも、給食費のお支払いのための口座登録は必要です。給食費は、就学援助の申請後であっても認定となるまでは納付してください。認定後に登録口座に返金されます。
給食費のお問合せ先：学校給食課 電話 049-223-3039

利用者の声

・給食費の負担が大きかったので援助
があって助かった。
・学用品にもお金がかかるので、
就学援助を申請して良かった。

記入例

(新入学児童用) 令和 年6月分まで

世帯主である必要はありません

申請者名義の口座を
指定してください

今年度就学援助の申請をしていない世帯で
上のお子様がいる場合に記入してください

令和 7 年 1 月 1 日に川越市に住民登録がなかった
16 歳以上の方のみマイナンバーを記入してください(のみ)：

☐ 令和7年度就学援助がすでに認定済みの世帯については、今回の申請は不要です。

☐ 記入誤りや漏れはありませんか？

☐ 審査に必要な書類は揃っていますか？

☐ 所得は申告済ですか？

7月以降引き続き援助を希望される場合、ご入学後もう一度申請が必要です。
(7月以降分の申請書は、4月中に学校からお子さんを通じて配布予定)

切り取ってお使いください

(新入学児童用) 令和8年6月分まで

提出場所：教育財務課または
封入のうえ通学校事務室

振込先
(申請者)

その他の就学援助対象者

申請者及び援助対象者以外

該当する場合は、□に ☒ を記入してください。

☐ 生活保護廃止（廃止日 年 月 日）

☐ 障害認定を受けている世帯員がいる

☐ 児童扶養手当受給中（申請中の場合 申請日